

# 東晋末期における武陵王遵の承制

— 両晋期における承制の変遷を通して —

織 田 めぐみ

はじめに

元興三年（四〇四）二月、劉裕は東晋王朝復興を旗印に、京口において挙兵した。この起義は、寒門將軍である劉裕が台頭したきっかけであり、その後元熙二年（四二〇）六月の晋宋革命に繋がるものである。<sup>①</sup>

十数年におよぶ革命の出発点である劉裕起義について、川勝義雄氏は「北府の中堅將校たちの自発的なクーデタ」と評価している。この評価は一方で、劉裕の起義にはなんら後ろ盾となる存在が無く、正当性の根拠となるものが無いことを示している。もとより、正史である『宋書』は劉裕の正当性を前提にしているため、それを踏まえた先行研究においても、劉裕がどのようにして自らの正当性を、すなわち東晋王朝の復興者としての立場を主張できたのかについて、詳細な言及はない。

1

しかしながら、起義の一ヶ月後に建康を奪還するものの、時の東晋王朝の皇帝たる安帝は建康におらず、その帰還が

叶うまで約一年の歳月が掛かっていることを考えれば、当該期における劉裕の正当性について考慮せねばならない。起義後、すぐに安帝の身柄を確保できなかったことは、劉裕が正当性を主張する上で、大きな問題となっていた。元興三年（四〇四）五月、安帝は江陵において起義軍によって身柄を保護されたものの、その江陵が桓振・桓謙によって落とされたために、再び桓氏一族の手中に落ちた。当時、首魁である桓玄を失っていた桓氏一族は、

遂に羣臣に命じて、辞するに楚祚終わらざるも、百姓の心復た晋に帰すを以てし、更めて璽綬を奉進し、琅邪王を以て徐州刺史を領せしむ。（『晋書』卷七四・桓彝伝附桓振伝）

とあるように、逆に安帝に璽綬を奉進することで、自らの正当性を主張し、再起を図ろうとさえしているのである。

皇帝の不在は、朝廷運営においても大きな影響をおよぼしている。劉裕の入京後、建康では、川合安氏が指摘するように、「奇妙な体制が出現<sup>3</sup>」していた。起義軍は桓氏一族追討と安帝の反正にむけて動き、中央では王謐を筆頭とした楚王朝首脳部が留任し、その運営を行っていたのである。当初、楚王朝首脳部は、劉裕に揚州刺史の領職を求めたが、

劉裕、（王）謐を以て揚州刺史・録尚書事を領せしむ。（『晋書』卷十・安帝紀元興三年三月条）

とあるように、逆に楚王朝の司徒であった王謐が揚州刺史・録尚書事を領職することになり、事実上の宰相職に就いたのである<sup>4</sup>。ここで問題となるのが、劉裕によって人事が動かされていることである。このような人事権の行使は越権行為に他ならない。しかしながら、王謐は義熙三年（四〇七）に逝去するまで、先述の職に在り続けている。このことから、劉裕による人事権の行使は、正当なものと承認されていたと考えられよう。劉裕の起義後、桓氏一党に対しては、その肩書きの上に「偽」と附されたことは対照的である<sup>5</sup>。

以上の問題―正当性の裏付けと皇帝不在時における人事権の行使―を解決する手段として持ち出されたのが、武陵王遵の承制であった。この武陵王遵の承制について、章を改めて見ていく。

## 第一章 武陵王遵の承制

元興三年（四〇四）三月、桓玄の楚王朝から建康を奪還した劉裕は、東晋王朝復興にむけた地盤づくりを始める。まず、石頭城において留台を設置して百官を具えた。また楚王朝首脳部の多くを留任し、先述したとおり、その筆頭である王謐には揚州刺史・録尚書事を領職させ、自らは使持節・都督揚徐兗豫青冀幽并八州諸軍事・領軍將軍・徐州刺史となった。他方で尋陽に蒙塵していた安帝を伴って西へ奔った桓玄を追う討伐軍を編成し、派遣した。これらと同時期に行われたのが、武陵王遵の承制である。

武陵王遵の承制は、『晋書』卷十・安帝紀元興三年三月条に、

密詔すらく、（桓）玄に幽逼せられ、万機虚曠するを以て、武陵王遵をして旧典に依り、制を承けて百官行事を総べしめ、侍中を加う。余は故の如し。

とあり、また『晋書』卷六四・元四王・忠敬王遵伝に、

朝廷、密詔を受くと称し、遵をして万機を総撰せしむ。侍中・大將軍を加え、移りて東宮に入り、内外畢く敬す。

とあるように、安帝の密詔を受けた形を取り、行われている。これによって武陵王遵は、義熙元年（四〇五）三月に安帝が建康に帰還するまでの約一年間に涉り、政事を担う王謐以下楚王朝の首脳部と、軍事を担う劉裕以下起義軍との総統者として、皇帝不在の朝廷を運営することになったのである。

武陵王遵は、東晋初代皇帝である元帝の子・武陵王晞の末子であり、安帝の父・孝武帝の従弟に当たる、近親の宗室諸王である【家系図参照】。安帝にとって叔父に当たる武陵王遵が承制者として選ばれたことには、桓玄が楚王朝を建国するにあたって行われた、東晋宗室諸王に対する処遇が関係している。桓玄はその台頭時、隆安年間（三九七）四



【表1】武陵王暹承制時(404~405)の諸命令一覧

| 形式 | 対象者  | 内 容                                    | 出 典    |
|----|------|--|--------|
| 承制 | 何無忌  | 人事 輔国將軍・琅邪内史になり、司馬道子が統括していた精兵をすべて与えられる | 『晋書』85 |
|    | 劉道憐  | 人事 員外散騎侍郎になる                           | 『宋書』51 |
|    | 劉道規  | 人事 振武將軍・義昌太守になる                        | 『宋書』51 |
|    | 庾悅   | 人事 寧遠將軍・安遠護軍・武陵内史になる                   | 『宋書』52 |
|    | 袁約   | 人事 記室參軍になる                             | 『宋書』52 |
| 令曰 | 司馬道子 | 賞与 安平獻王孚の故事に依り、丞相を贈り、殊礼を加える            | 『晋書』64 |
|    | 司馬元顕 | 太尉を贈り、羽葆鼓吹を加える                         |        |
|    | 司馬休之 | 人事 監荊益梁寧秦雍六州軍事・領護南蛮校尉・荊州刺史・仮節になる       | 『晋書』37 |
|    | 司馬珍之 | 人事 通直散騎郎になる                            | 『晋書』64 |
|    | 毛璩   | 約束 荊郢を肅清した場合、昇進させることを約束する              | 『晋書』81 |

(桓) 玄の敗走するに及び、武陵王暹、制を承けて無忌を以て輔国將軍・琅邪内史と為し、会稽王道子の部する所の精兵を以て悉くこれに配せしむ。とあるなど、「承制」の形式ではすべて人事に関する内容である。

また「令曰」の用例は四件あり、例えば『晋書』卷三七・宗室・譙王遜伝附休之伝に、

大將軍武陵王令して曰く「前龍驤將軍休之、才幹貞審にして、功業既に成る。歴陽の戦い、事機捷に在り。勢い乖れ力屈するに至るに及び、身らを奉じて出奔するも、猶お義徒を鳩集し、崎嶇險阻す。既に親賢の拳に応じ、宜しく分陝の重を委ぬべし。監荊益梁寧秦雍六州軍事・領護南蛮校尉・荊州刺史・仮節とすべし。」と。

とある。【表1】にあるように、「令曰」の事例のうち三件は対象者が宗室諸王であり、その三件のうち二件は人事に関する内容である。ここから、「承制」と「令曰」は、人事権の行使の有無によって使い分けられてはいないことが分かる。両者の違いは、「承制」は武陵王暹が与えた官職の羅列であり、「令曰」は武陵王暹が下した具体的な命令文が記されていることにあると考えられよう。<sup>10)</sup>以上、武陵王暹から出されたものとして確認できる諸命令について見たが、これはこの時期の人事やその他諸々の政策のごく一部に過ぎない。現に起義軍の構成員であり、健康奪還後、討伐軍として江陵方面に派遣された劉毅・何無

忌・劉道規のうち、劉毅のみが『晋書』卷八五・劉毅伝に、

(桓)玄、既に西のかたに走り、(劉)裕、毅を以て冠軍將軍・青州刺史と為し、何無忌・劉道規と与に玄を躡む。<sup>12)</sup>

とあるように、劉裕によって人事が動かされたことが記されている。一方で【表1】にあるように、何無忌・劉道規は、武陵王遵から官職を与えられている。この両者の違いは、形式の上では武陵王遵によって命令が下されているものの、その裏には常に劉裕の意図があったことを示唆している。それは、次に記すように、新政府体制の一翼を担っていた王謐が曲阿に奔った際に劉裕が取った行動から窺える。

劉裕は楚王朝首脳部の多くを留任させたが、他方で桓玄と繋がりが強かった太原王氏の王愉・綏父子に対しては厳しい処断を下していた。また王謐自身、琅邪王氏の出身でありながら、安帝から璽綬を奪うなど、楚王朝建国にむけて積極的に動いた人物であったため、劉毅など多くの起義軍構成員から厳しい処断を求められていた。「江左の冠族」たる太原王氏の、特に自身と並び称されていた王綏の誅殺と、周囲から挙がる批難の声から誅殺されることを懼れた王謐は、ために曲阿に奔った。しかし、唯一王謐の擁護者であった劉裕が武陵王遵に牋したことで、王謐の帰還と復位がなされたのである。このことから、当該期における人事やその他諸命令は、劉裕の意図に基づき、武陵王遵の名で行われていたと考えられる。<sup>13)</sup> そのため、史料上において、命令者として劉裕と武陵王遵の両者が明記されているのである。<sup>14)</sup>

形式上とはいえ、武陵王遵を立てたことで、北府の中堅將校に過ぎなかった劉裕は、荊州方面への強い影響力を持つことができた。荊州方面は桓氏一族にとって、桓温・桓冲の代より地盤としていた地域である。楚王朝の首魁である桓玄自身は元興三年(四〇四)五月に誅殺されたものの、一連の乱の終息には義熙元年(四〇五)五月まで掛かったのは、桓氏一族が荊州方面に奔ったためであり、また一度は安帝を確保しながらも再び蒙塵させたのも、そこに原因がある。

そのため、劉裕としては荊州方面の協力者を引き込む必要があり、その旗印となったのが武陵王遵なのである。劉裕の荊州方面への積極的な動きは、荊州方面において、劉裕起義に先立ち、楚王朝に対して反乱を起した、益州刺史の毛璩の一族に対する処遇から窺うことができる。<sup>14)</sup>『宋書』卷四八・毛脩之伝に、

既に（桓）玄を斬るの謀有り、又伯・父並びに蜀土に在り、高祖引きて外助と為さんと欲し、故に頻る榮爵を加う。とあり、独自に挙兵した毛氏一族を積極的に取り込むことで、桓氏一族の挾撃を狙っていたと考えられる。また『晋書』卷八一・毛寶伝附毛璩伝に、

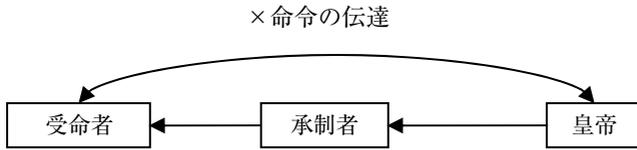
武陵王令して曰く「益州刺史毛璩、忠誠愷亮にして、桓玄禍を萌せしより、常に其の後を躡うことを思う。今若し兇逆を平殄し、荊郢を肅清せば、便ち当に上流の任を即授すべし。」と。

とあるように、東晋宗室諸王である武陵王遵の名において荊州方面平定後の昇進を保証しているのである。

以上のように、武陵王遵は、安帝から密詔を受けている体裁を取ることで承制者となり、政事を担う王謚以下楚王朝の首脳部と、軍事を担う劉裕以下起義軍との総統者の地位に就いた。武陵王遵を承制者としたことで、劉裕は人事権を實質的に掌握し、安帝反正までの間、中央政府を運営することができた。言い換えれば、劉裕は武陵王遵という東晋王朝復興のシンボルを立ててそれを支える形を取ることで、自らの起義と実権掌握の正当性を主張することができたのである。

この武陵王遵の承制が、劉裕の正当性となり得たことは、武陵王遵が承制者となった際に「旧典」<sup>15)</sup>に依拠としたとあるように、当該期における承制が持っていた意味と深く関係している。この承制が持つ含意の変化について、章を改めて見ていく。

## 第二章 武陵王遵以前の承制の変遷



【図1】 伝令としての承制

「承制」という語の正史における初出は、『漢書』である<sup>16</sup>。前漢期の承制は、例えば祝詛の大逆罪をもって陥れられた中山太后を姉に持つ馮参が、

参、同産たるを以て相い坐すに当たり、謁者、制を承けて参を召して廷尉に詣でしめんとす。

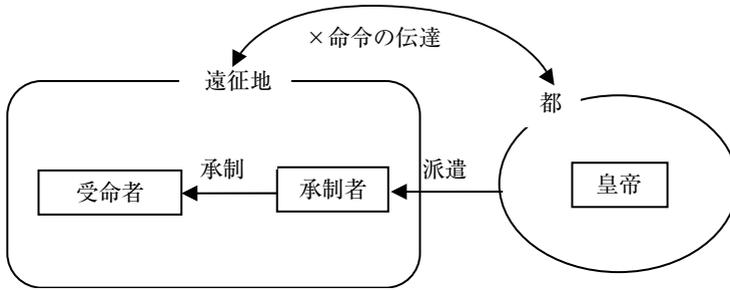
〔『漢書』卷七九・馮参伝〕

とあるように、制を承けた謁者によって召し出され、廷尉に赴くように指示されている。言い換えれば馮参は、制を承けた謁者から皇帝の命令、ここでは廷尉に赴くことを伝えられているのである。つまり、承制者とは、皇帝と受命者の間で命令系統をつなぐ存在、すなわち伝令者なのである【図1参照】。

この承制の解釈に変化をもたらしたのが、雲台二十八将の筆頭であり、光武帝の功臣たる鄧禹である。『後漢書』列伝一・隗囂伝に、

建武二年、大司徒鄧禹、西のかた赤眉を撃ち、雲陽に屯す。禹の裨将の馮愷、兵を引きて禹に叛く。西のかた天水に向かうも、囂、迎えて撃ち、これを高平に破り、尽く輜重を獲たり。是に於いて禹は制を承け、使を遣わし節を持ちて囂に命じて西州大將軍と為さしめ、涼州・朔方の事を専制することを得しむ。

とあるよう、鄧禹は「制を承け」たことを根拠に、隗囂に対して西州大將軍を与え、隗囂の本拠地である涼州・朔方地域の事を任せていることが分かる。この時の承制について、『資治通鑑』卷四



【図2】 軍事行動における承制

十・漢紀三二・建武元年条において、胡三省が、

鄧禹西征し、方面を専任し、権宜に（隗）囂に命ず。故に承制と曰うは、制詔を承けてこれに命ずるを言うなり。後の承制、此より始まる。

と注記している。以後、軍事行動の際に、この鄧禹の事例を故事として踏まえた承制は、伝令としての承制とは違い、軍事遠征者が軍事行動時において命令や人事異動を円滑に行うために、便宜上、命を下すという性質を持つようになった<sup>17)</sup>【図2参照】。そのため、時には越権行為と見做され、処罰される事例もある<sup>18)</sup>。

およそ承制は、皇帝と受命者の間に物理的な距離があることを前提としている。この距離は、受命者が皇帝から離れているがために発生しており、故に承制者が両者の間を取り持つ存在となるのである。この皇帝と受命者の間に横たわる距離が、皇帝の蒙塵や行幸によって発生したのが西晋末期であった。

西晋王朝成立後、初めて承制の記載が現れるのは、永興元年（三〇四）のことである。所謂八王の乱の末期であるこの時期には、皇帝が洛陽から戦場へ担ぎ出されるようになっていた。それ以前では、自らの正当性の根拠として、詔勅（その多くは「矯詔」と見做されていた）を用い、さらに驍虞幡を持ち出していたが、これらが頻繁に利用されたことで、正当性の根拠として成り立たなくなっていた。この両者に代わるものとして、担ぎ出されたのが皇帝本人なのである。このことについて、福原啓郎氏は「これら詔勅・驍虞幡・生身の皇帝などに共通して存在する無形の皇帝の権威がこ

うした状況下において絶大の効果を發揮するからであり、だからこそクーデターをしかける側も、またそれを防ぐ側も利用したのである<sup>19)</sup>と評している。

永興元年(三〇四)十一月、河間王顥の部将である張方によって、洛陽から長安へ連れ出された恵帝は、

唯だ僕射荀藩・司隸劉暉・太常鄭球・河南尹周馥と其の遺官のみ洛陽に在り、留台を為り、制を承けて事を行い、号して東西台と為す。(『晋書』卷四・恵帝紀永興元年十一月条)

とあるように、荀藩・劉暉・鄭球・周馥らに、洛陽に留台を設けて、「制を承けて事を行」わせてる。この留台の「台」とは、管轄地域内において尚書省の権限を委ねられた、領域統治機構のことである<sup>20)</sup>。特に留台は、唐代における留守の前身であり、首都から離れた皇帝に代わって、都を守る役割を担っている<sup>21)</sup>。このことから、恵帝は、洛陽周辺の統治を荀藩・劉暉・鄭球・周馥らに委任したことが分かる。つまり、西晋末期において承制は、台という領域統治機構と結びついたことで、その権限の範囲を軍事のみならず、行政権にまで拡大させたと考えられる。もとより台の性質上、その権限が用いられる範囲は一地域に限定されているものの、承制と台とが結びつくことで、皇帝の保有する行政権が切り分けられたのである。

その後、恵帝の崩御やつづく懐帝の蒙塵、特に洛陽陥落を受けて、各地に乱立した行台<sup>22)</sup>と同様に、承制は、皇帝不在という不測の事態の中で、宗室諸王や異姓臣下によって、利用されるようになっていく【表2参照】。懐帝蒙塵後、『晋書』卷五・孝懷帝紀に、

(永嘉五年(三一一))秋七月、大司馬王浚、制を承けて仮に太子を立て、百官を置き、征鎮を署す。……(永嘉六年(三一二))二月)大司馬王浚、天下に檄を移して、中詔もて制を承けたりと称し、荀藩を以て太尉と為す。

とあるように、当時幽州方面で権勢を誇っていた王浚が、承制によって皇太子を立て、また懐帝から中詔、すなわち手

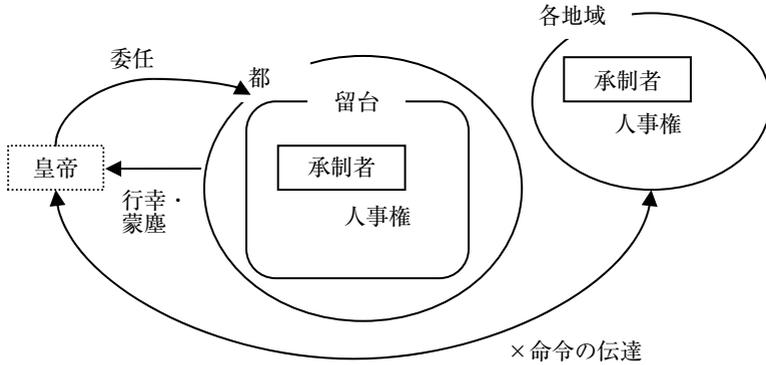
【表2】西晋末期における異姓臣下による承制一覧

| 皇帝の動向    | 承制者          | 内 容  | 出典   | 年 月          |
|----------|--------------|--|--|--------------|
| 惠帝行幸（長安） | 荀藩・劉暉・鄭球・周馥ら | 洛陽に留台を設置して、事を行う  | 『晋書』4<br>『資治通鑑』85                                    | 永興元年（304）十一月 |
| 懷帝蒙塵（平陽） | 荀藩           | 荀崧を監江北軍事・南中郎將・後將軍・仮節・襄城太守とする<br>李矩を仮に祭陽太守とする<br>褚裒を梁国内史とする                 | 『晋書』75<br>『資治通鑑』87<br>『晋書』63<br>『資治通鑑』87<br>『資治通鑑』87 | 永嘉五年（311）六月  |
| 懷帝蒙塵（平陽） | 劉琨           | 魏浚を仮に河南尹とする  | 『晋書』63   |              |
| 懷帝蒙塵（平陽） | 王浚           | 仮に皇太子を立て、中央・地方の官僚組織を設置する<br>斐憲を尚書とする<br>自らは尚書令を領し、裴嵩を尚書、田徽を兗州刺史、李暉を青州刺史とする | 『晋書』5<br>『資治通鑑』87<br>『晋書』35<br>『資治通鑑』87<br>『資治通鑑』87  | 永嘉五年（311）七月  |
| 懷帝蒙塵（平陽） | 王浚           | 荀藩を（留台）太尉、荀組を司隸校尉、華奢を太常、李矩を河南尹とする  | 『晋書』5<br>『晋書』39                                      | 永嘉六年（312）二月  |
| 懷帝蒙塵（平陽） | 麴允           | 雍州刺史を領して、百官を選置する   | 『晋書』5  | 永嘉六年（312）九月  |
| 懷帝蒙塵（平陽） | 王浚           | 慕容廆を散騎常侍・冠軍將軍・前鋒大都督・大單于とする（慕容廆は受けなかった）                                     | 『晋書』108  |              |
| 愍帝期      | 荀組           | 司空となり尚書左僕射を領し、また司隸校尉を兼ねて、復た留台の事を行い、州郡太守のすべてを執り行う                           | 『晋書』39   | 建興二年（314）二月  |
| 愍帝期      | 索綝           | 驃騎大將軍・尚書左僕射・録尚書に転じ、事を行う  | 『晋書』60<br>『資治通鑑』89                                   | 建興二年（314）六月  |
| 愍帝蒙塵（平陽） | 張寔           | 大都督、涼州牧・侍中・司空となり、事を行う（張寔は拜命しなかった）  | 『晋書』86   | 建興四年（316）十一月 |

※皇帝から承制が与えられたことが明確な人物＝ゴシック体太字

詔を与えられたと称し、荀藩らの人事を動かしている。<sup>23</sup>「詔もて制を承けたりと称」すという表現から分かるように、この承制は、皇帝から事前に承認を得たものであるか疑わしい。八王の乱当初は、例え手詔が下されたとしても、詔の内容や皇帝の筆跡であるかどうかの確認がされており、皇帝本人の意志が重要視されている。<sup>24</sup>その後、先述したように、手詔の乱発により、詔勅そのものの効力が低下したことで、驃虞幡や皇帝自身が担ぎ出されたのである。一方で、王浚による承制は、皇帝から直接命令を受けることができない情況下において、皇帝の詔という形式の文章であるからこそ、有効に働くのである。つまり、詔勅（特に手詔）・驃虞幡・皇帝自身は皇帝そのものであり、皇帝の意志や存在が不可欠であるが、承制は皇帝が不在であるからこそ、皇帝から詔を与えられているという形が重要なのであり、それ故にその真偽を問われなかったのである【図3参照】。

当時割拠していた臣下たちは、承制を用いて、独自に皇太子を立て、また人事を動かすことで、自らの支配範囲を広げる狙いがあったと思われる。<sup>25</sup>時には越権行為として処罰の対



【図3】西晋末期における承制

象となる承制の使用も、それを掣肘する皇帝がその役割を負えない中で用いられたことにより、特に異姓の地方官の群雄・軍閥化を招くことになったのである。<sup>(26)</sup>

永嘉の乱を経て、王朝内における異姓臣下の群雄・軍閥化や劉曜・石勒の台頭により、大幅にその力を弱めた西晋王朝の皇帝は、もはや全国に割拠する諸勢力と同様かそれ以下の実力しか持たなくなっていた。懷帝の崩御後、長安において即位した西晋王朝最後の皇帝である愍帝は、麴允とともに長安政権の運営を担っていた索綝を、驃騎大將軍・尚書左僕射・録尚書に昇進させた際に、「制を承けて事を行わ」せている。また、愍帝の舅である荀組とその兄・荀藩には、開封において留台の運営を担わせる際に、承制を与えている。このように愍帝は、長安政権を支える異姓臣下に対して重要な役職や、時には承制を与えることで、自らの存在基盤を固めようとしたのである。つまり愍帝は、もはや地方政権と化していた中央政府と他の地域で勢力を築いていた親晋の臣下とを結びつける手段として、皇帝の権力を分掌させることができる承制を逆手に取って用いることで、辛うじて王朝の体を成そうとしたのである。

このような、支配のおよばない地域の実力者に承制を与えることで、その地域の自治権を認める体裁を取り、宗主権を握ろうとする事例は、東晋期に

もある。前燕建国以前の、慕容廆・皝・儁の三代に渉る承制の事例である。『晋書』卷一〇八・慕容廆載記に、  
 裴疑、建鄴より至り、(元)帝、使者をして廆を監平州諸軍事・安北將軍・平州刺史に拜し、邑二千戸を増さしむ。  
 尋いで使持節・都督幽州東夷諸軍事・車騎將軍・平州牧を加え、封を遼東郡公に進め、邑一万戸、常侍・单于は並  
 びに故の如し。丹書鉄券もて、制を海東に承け、命じて官司を備え、平州守宰を置く。

とあるのが、その始まりである。これは、太興三年(三二〇)三月に、慕容廆が宇文部から奪った「玉璽三紐」を、裴疑をして元帝に奉送せしめたために与えられたものである。官爵とともに承制による人事権を与えられたことにより、慕容廆は東晋王朝より「平州の鮮卑・漢西民族、および東夷諸民族に対する全面的な支配が委任され」たのである。その後、成帝・穆帝によつて、慕容政権が代替わりするたびに、官爵とともに慕容廆の故事に則り、承制による人事権が与えられている<sup>(28)</sup>。一方で、慕容政権側も東晋王朝の宗主権を認める見返りに、燕王の進号を求めていた。これは東晋王朝に燕王として認められることで、遼東・遼西方面の諸勢力に対して圧力を加えるためだと考えられる。その後、東地域に確固たる地盤を築いた慕容政権は、慕容儁が皇帝に即位したことで、「東晋皇帝の宗主権を認め、東晋皇帝によつて燕王に冊封されるという立場」<sup>(29)</sup>から脱却したのである。このように、東晋王朝は自身の支配領域外の実力者に対して、官爵とともに承制による人事権を与えて、その地域の自治を認める体裁を取ること、自らが中華の主たることを誇示しようとしたのであろう。

### 第三章 宗室諸王による承制

第二章では、異姓臣下の承制について見てきたが、西晋末期における承制の特徴として、宗室諸王による承制が多いことが指摘できる【表3参照】。管見の限り、宗室諸王による承制は、西晋末期以前では見当たらない。この宗室諸王

【表3】西晋末期における宗室諸王による承制一覧

| 皇帝の動向      | 承制者  | 内 容                              | 出典                 | 年 月         |
|------------|------|----------------------------------|--------------------|-------------|
| 惠帝行幸（滎陰の役） | 范陽王虓 | 苟晞を行兗州刺史とする                      | 『晋書』61<br>『資治通鑑』85 | 永興元年（304）七月 |
| 惠帝行幸（長安）   | 竟陵王楙 | 自ら都督兗州刺史・車騎將軍と名乗り、惠帝に上表する        | 『晋書』37             |             |
| 惠帝行幸（長安）   | 東海王越 | 陳敏を右將軍・仮節・前鋒都督とする                | 『晋書』100            | 永興二年（305）七月 |
| 惠帝行幸（長安）   | 東海王越 | 劉喬を安北將軍・冀州刺史に、范陽王虓を豫州刺史を領させる     | 『晋書』61<br>『資治通鑑』86 | 永興二年（305）八月 |
| 懷帝蒙塵（平陽）   | 豫章王端 | 苟晞を領太子太傅・都督中外諸軍・録尚書（事）とする        | 『晋書』61<br>『資治通鑑』87 | 永嘉五年（311）六月 |
| 懷帝蒙塵（平陽）   | 琅邪王睿 | 華軼を長史に改易する                       | 『晋書』61<br>『資治通鑑』87 | 永嘉五年（311）六月 |
| 懷帝蒙塵（平陽）   | 琅邪王睿 | 賀循を再び軍諮祭酒とする                     | 『晋書』68             |             |
| 懷帝蒙塵（平陽）   | 琅邪王睿 | 西陽王琇を撫軍大將軍・開府として、千兵百騎を給す         | 『晋書』59             |             |
| 懷帝蒙塵（平陽）   | 琅邪王睿 | 南頓王宗を散騎常侍とする                     | 『晋書』59             |             |
| 懷帝蒙塵（平陽）   | 南陽王保 | 自ら大司馬を号して、百官を置く                  | 『晋書』37             |             |
| 愍帝期        | 琅邪王睿 | 諸葛恢を会稽太守とする                      | 『晋書』77             |             |
| 愍帝期        | 琅邪王睿 | 嵇紹に太尉を追号し、その祠に太宰を捧げる             | 『晋書』89             |             |
| 愍帝期        | 琅邪王睿 | 荊州・揚州を大赦する                       | 『晋書』6<br>『資治通鑑』89  | 建興三年（315）八月 |
| 懷帝蒙塵～愍帝期   | 琅邪王睿 | 郗鑒を仮に龍驤將軍・兗州刺史として、鄒山に鎮守させる       | 『晋書』67             |             |
| 懷帝蒙塵～愍帝期   | 琅邪王睿 | 范広を堂邑令とする                        | 『晋書』90             |             |
| 懷帝蒙塵～愍帝期   | 琅邪王睿 | 魏該に冠軍將軍・河東太守を加えて、督護河東・河南・平陽三郡とする | 『晋書』63             |             |

の承制について、張興成氏は、皇権政治衰弱後の産物であり、地方統制能力を低下させる要因となったと指摘する一方で、皇権政治の恢復・安定の意味があると評価している。<sup>30)</sup> 後者の承制として、張氏が武陵王遵の事例の他に取り上げているのが、承制を経て、ついには健康において晋朝中興を成し遂げた琅邪王睿（元帝）の事例である。

後に皇帝即位に至った琅邪王睿の承制は、建興四年（三一六）十一月に平陽に蒙塵した愍帝の詔が、建武元年（三二七）二月にもたらされたことから始まる。

建武元年春二月辛巳、平東將軍宋哲至り、愍帝の詔を宣べて曰く「述否に遭運し、皇綱振わず。朕、寡徳を以て、洪緒を奉承するも、天に永命を祈る能わず。中興を紹隆するも、凶胡をして敢えて犬羊を帥い、京輦に逼迫しむるに至る。朕、今窮城に幽塞され、万端を憂慮し、一旦にして崩潰するを恐る。卿、丞相に指詣し、具さに朕の意を宣べ、万機を撰しめて、時に旧都に拠り、陵廟を修復して、以て大恥を雪がん。」と。（『晋書』卷六・元帝紀）

この愍帝の詔を受け、翌月に琅邪王睿が行ったのが、晋王の

【表4】琅邪王睿承制時(317~318)の諸命令一覧

| 形式 | 内 容   | 出典       |
|----|---|----------|
| 承制 | 元号を建興から建武に改め、晋王を称す                                  | 『晋書』 5   |
|    | 司馬紘に高密王據の後を継がせた *                                   | 『晋書』 37  |
|    | 司馬承を譙王に封建した   | 『晋書』 37  |
|    | 荀組を都督司州諸軍として、散騎常侍を加え、その他は以前のままとした *                 | 『晋書』 39  |
|    | 慕容廆を仮節・散騎常侍・都督遼左雜夷流人諸軍事・龍驤將軍・大車于・昌黎公とする(慕容廆は受けなかった) | 『晋書』 108 |
| 令曰 | 衛展の上書を受けて、法の整備を指示する                                 | 『晋書』 30  |
|    | 陵上の建物を修飾して元后の廟とするように指示する                            | 『晋書』 32  |
|    | 賀循を太常・散騎常侍とする(賀循は太常のみ拜命した)                          | 『晋書』 68  |
|    | 賀循に六尺牀薦席褥ならびに二十万銭を与える                               | 『晋書』 81  |
|    | 劉遐を下邳内史とし、龍驤將軍はそのままとした                              | 『晋書』 91  |
|    | 杜夷に穀200斛を与える  | 『晋書』 91  |

※\*印=時期が前後する可能性があるもの

進号と改元、「百六掾」と呼ばれる、東晋王朝の基盤となった人材登用、そして建康に宗廟社稷を立てることであった。また、命令形式は武陵王遵同様、「承制」と「令曰」を使用している【表4参照】。例えば、「承制」の事例として『晋書』卷三七・宗室・譙王遜伝附閔王承伝に、

元帝、晋王と為りて、制を承けて更めて承を封じて譙王と為す。

とあり、また、「令曰」の事例として『晋書』卷三十・刑法志に、晋王大理である衛展の上書を受けて、

元帝令して曰く「礼楽興らざれば、則ち刑罰中らず。是を以て罰を明らかにし法を敕すは、先王の慎む所なり。元康已来より、事故荐臻し、法禁滋漫す。大理の上する所、宜しく朝堂に会議すべし。詔書の用いべからざるを蠲除するは、此れ孤の虚心する所の者なり。」と。

と、法の整備を指示しているように、その内容は多彩であり、この時期の琅邪王睿による承制が晋朝中興の基盤となったことが窺える。

その後、琅邪王睿は、太興元年(三一八)三月に、前年の十二月に平陽において愍帝が崩御したという知らせがもたらされたことで、皇帝に即位している。承制者が皇帝即位にまで辿り着いたのである。

琅邪王睿が承制の時期を経てから皇帝に即位したことは、東晋王朝における承制に特別な意味を与えることになった。ひとつは、第二章で見てきたように、支配領

域外に割拠する実力者に承制を与えて自治権を認める体裁を取ることで、宗主権を確保することであり、もうひとつは、琅邪王睿が晋朝中興にむけて、その基盤をつくる際に活用したように、承制者が、皇帝即位をもその視野に入れて、ことが可能になったことである。そのため、東晋王朝復興を大義名分としている劉裕は、敢えて彼自身が承制者となることはしなかつたのであろう。

琅邪王睿の事例を経て、東晋王朝において承制者となった武陵王遵は、この時期、最も皇帝位に近い者として認識されていたと考えられる。しかしながら、改めて承制時の武陵王遵の地位を見てみると、琅邪王睿の承制とは違った事情が見えてくる。

まず王号だが、魏晋革命において重要な意味を持った晋王号ではなく、また東晋王朝においては次期皇帝候補として目されていた琅邪王号でもなく、武陵王号のままである<sup>(31)</sup>。このことから、武陵王遵は、承制でもって万機を総撰することになった時点では、皇帝即位にむけた積極的な動きを見せていないことが分かる。また、武陵王遵は元興三年（四〇四）三月から四月にかけて、東宮に入居している<sup>(32)</sup>。このことについて、佐藤和彦氏は武陵王遵が「皇太子格」に昇ったことを示すものと指摘している<sup>(33)</sup>。しかしながら、佐藤氏自身も敢えて「皇太子格」と記述していることから分かるように、武陵王遵が皇太子の地位にあったことを断言することができる史料は見当たらない。そもそも、当該期において「東宮」は必ずしも皇太子自身およびその居所を示さず、穆章何皇后の居所である永安宮を指す場合があった。これは皇帝の居所の東に、皇太子の居所ではなく永安宮があったためである<sup>(34)</sup>。また、当時、武陵王遵は「承制府」を開府し、謝景仁らを府僚として招喚していることが確認できる<sup>(35)</sup>。この「承制府」が、何処に開かれたのかを示す史料は管見の限り見当たらないが、「東宮」を拠点としていたとは考えられないだろうか<sup>(36)</sup>。いずれにしても、東宮入居をもって、武陵王遵が皇太子に就いたとは言い難い。最後に官職についてだが、武陵王遵が承制した際の官職は大将軍・侍中のみであ

る。大將軍は三司の上で、「これに為る者は皆朝權を擅(37)にす」とあり、また禪讓の過程において、大將軍は進王の前段階に就いている者が多い。しかしながら、武陵王遵が大將軍に就いた時には、軍事權および宰相權は、それぞれ劉裕・王謐が掌握していることから、武陵王遵は具体的な実權を持つていなかったと考えられる。すなわち、武陵王遵は承制することで、最も皇帝位に近い者と目されていたにも拘わらず、晋王ないしは琅邪王に進号することなく、また皇太子にも就かず、その上、具体的な実權を有していなかったのである。つまり、武陵王遵は承制がもつ權威のみを引き出すための装置として立てられていたに過ぎないのである。

一方で、『宋書』卷十六・礼志三に、

安帝元興三年三月、宋の高祖、桓玄を討ちてこれを走らす。己卯、義功を南郊に告ぐ。是の年、帝、江陵に蒙塵して未だ返らず。其の明くる年、応に郊すべし。朝議以為えらく、宜しく周礼に依り、宗伯職を撰し、三公事を行うべし、と。尚書左丞王訥之、独り曰く「既にして殯して郊祀し、自ずからは天子は陽に当る、君有りて焉に存し、命を稟けて行は、何を弁する所ならんや。これを齋すると否かざとは、豈に今日の比如くにあらんや。議者又云く、今宜しく郊すべし。故よりは是れ制を承けて三云に命じて事を行うを得しむ所なり。又郊は天の極尊にして、唯一のみ、故に天子に非ざれば祀らざるなり。庶人以上は、蒸嘗せざるなし。嫡子外に居り、庶子事を執るは、礼文炳然たり。未だ親ら命を受けずして天を祭るべき者有らず。又武皇受禪して、二月を用て郊し、元帝中興して、三月を以て郊す。今郊の時未だ過ぎず、日々輿駕を望む。速くせんと欲して拋無きことを為す無からん。使し皇輿旋返せば、更に親ら奉ずるを得ず。」と。遂に訥之の議に従う。

とあるように、未だ安帝の反正が実現していない中で、武陵王遵の承制を根拠に、皇帝に代わって郊祀を行うことが検討されている。つまり、承制を根拠に、皇帝が持つ祭祀權に手を伸ばそうとしていたのである。しかし、王訥之が郊祀

は「天子に非ざれば祀らざる」こと、また東晋王朝において郊祀は三月であるため、安帝の反正を待つのが順当であることを説き、これを受けて承制による郊祀の実行は取りやめとなった。<sup>(39)</sup>

このような承制者による皇帝祭祀権をめぐる事例は、先述したように琅邪王睿の場合にもある。愍帝蒙塵後、琅邪王睿が建康において新たに宗廟社稷を立て、皇帝祭祀の準備を行ったことは、来たるべき皇帝即位を見据えての動きであると言えよう。武陵王遵の承制当時にも、宗廟社稷に対する動きが見られ、このことについて佐藤和彦氏は「この『室廟』の復興は武陵王遵が担った役割の中でも重要な部分を占めていたであろう」と推察している。<sup>(40)</sup>しかし両者は、琅邪王睿が、洛陽・長安の陥落を受けて、新たに宗廟社稷を立てたのに対して、武陵王遵は桓玄によって琅邪国に遷されていた神主を太廟に戻すことに留まっているという点で異なっている。<sup>(41)</sup>つまり、武陵王遵は皇帝祭祀のための宗廟社稷を守る、という役割を負っていたが、ついには皇帝祭祀権までには手が届かなかったのである。

以上のことから、武陵王遵は琅邪王睿の承制とは違い、最も皇帝位に近い者として認識されていたものの、あくまでも安帝反正までの臨時的な立場であり、皇帝即位にむけた実権を備えていなかったと考えられる。

### おわりに

小論では、制を承けた者、すなわち承制者が、制を承けていることに基づいて行った内容を見ることで、承制の含意の変化を考察し、それを踏まえて、東晋末期における武陵王遵の承制について見てきた。

まず承制は、皇帝と受命者の間に距離があり、皇帝から受命者に対して直接命令の伝達ができないことを前提としている。そのため、承制者は皇帝と受命者を結びつける存在となり、様々な命令伝達を行っているのである。その内容は伝令、軍事遠征時における賞罰から、西晋末期になると領域統治機構である台と結びつくことで一地域の自治、という

ように、時代を経るごとにその権限が拡大している。西晋末期において、承制者の権限が拡大した要因は、承制が前提とする皇帝と受命者の距離が、皇帝の行幸・蒙塵によって発生したことにある。すなわち承制は、皇帝不在という不測の事態の中で、異姓臣下や宗室諸王によって使われることで、その権限を拡大させ、承制の段階を経てから皇帝位に就いた琅邪王睿の事例によって、ついには皇帝位をもその視野に入れるまでに至ったのである。

西晋末期における相次ぐ皇帝の行幸・蒙塵により、権限を拡大させた承制の使用は、異姓臣下の群雄・軍閥化を招いたことから、権力の拡散現象のように見受けられる。しかしながら、承制者が皇帝位をも視野に入れるまでにその権限を極限まで拡大させたことで、逆に権力の拡散現象を防ぐ手段として活用され、また承制者として立ち得る人物を宗室諸王に限定するようになったのである。武陵王遵の承制は、このような承制の変遷―特に琅邪王睿の事例―を踏まえて、行われたのである。

桓玄打倒を掲げた劉裕の起義後、武陵王遵は承制により、約一年に涉って楚王朝首脳部と起義軍の上に立つ総統者として、朝廷を運営することになった。琅邪王睿の事例を経て、東晋王朝において承制者となった武陵王遵は、この時期、最も皇帝位に近い者として認識されていたと考えられる。しかしながら、武陵王遵は、晋王ないしは琅邪王号に進号することなく、また皇太子位にも就かず、さらには具体的な実権を持ち合わせていなかった。このことから、安帝が反正するまでの間に行われた人事異動やその他諸政策には、常に劉裕の意図があつたと考えられる。

武陵王遵が承制者となったことは、劉裕にとつて、起義当時、なんら後ろ盾となる者を持たなかった自身の正当性を主張する際の根拠を得、また建康周辺における実権を握ることを可能にさせた。つまり、劉裕は、皇帝不在の中で、朝廷運営を執り行える承制者として武陵王遵を据える一方で、軍事権は自らが、宰相権は王謐が担当することで、武陵王遵を具体的な実権を持たない、晋朝復興のシンボルとして権威化させたのである。

また、武陵王遵を承制者に立てたことで、荊州方面に在る安帝の身に万が一のことがあった際は、すぐに新たな皇帝として武陵王遵を据えることも可能にさせていた。しかしながら、承制が郊祀を執り行う根拠になり得なかつたことのように、その権限が皇帝と同等で、次期皇帝候補として目されていようと、承制者は皇帝の代行をするほどに権限を委譲されている訳ではない。もとより、承制は制を承けていることを大前提としており、承制者によって下された命令は皇帝から正式な命令が下るまでの間の便宜的な措置に過ぎない。承制者は命令を下すたびに、「制を承け」ていることを示すことで、皇帝の存在を再確認しているのである。そのため、武陵王遵は、義熙元年（四〇五）三月に安帝の反正が叶ったことで、ついに皇帝位に就くことなく、安帝に全権を返還したのである。

承制は、その後、中興元年（五〇一）十二月、蕭衍（梁武帝）による禅讓革命にむけての動きのなかで、武陵王遵の承制が故事として持ち出されたことにより、再び使用されることになる。梁代における承制の考察は、稿を改めて検討したい。

### 注

（1）劉裕に皇帝位を譲った東晋王朝最後の皇帝である恭帝は、あらかじめ用意された禅讓文を書写するよう求められた際に、左右の者に、「桓玄之時、天命已改、重為劉公所延、將二十載。今日之事、本所甘心。〔『宋書』卷二・武帝紀中〕」と語っている。このことから、劉裕の起義は劉宋建國にむけた重要な分岐点であったと考えられる。

（2）川勝義雄「劉宋政權の成立と寒門武人―貴族制との関連において―」（『東方学報』三六、一九六四年）『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年再録、三一三頁）

- (3) 川合安「劉裕の革命と南朝貴族制」(『東北大学東洋史論集』九、二〇〇三年) 一三八頁。
- (4) 東晋期において、中央における最高権力者は、必ずしも丞相職ではなく、録尚書事ないしは中書令で、かつ揚州刺史に就いた者であった。なお、当該期における宰相権(相権)については、田余慶「門閥政治的終場与太原王氏」(『東晋門閥政治』北京大学出版社、一九八九年。二〇〇九年第四版)、金民寿「국가 권력을 통하여 본 東晋 末期 史」(『司馬道子父子 斗 桓玄의 府僚 宣宗심오로』(『東洋史学研究』四五、一九九三年)を参照。
- (5) 例えば『晋書』卷九九・桓玄伝、『宋書』卷五一・宗室・臨川烈武王道規伝および同書卷七四・魯宗之伝に、義熙元年(四〇五)一月に南陽太守の魯宗之が襄陽の桓蔚を襲撃したことを示す記事に、桓蔚を指して「偽雍州刺史桓蔚」と記している。同様の事例として、桓蔚の他に、桓希・馮該などが挙げられる。
- (6) その他に動向が分かる宗室諸王として、司馬珍之と司馬休之がいる。司馬珍之は桓玄篡位の際に、孔璞に奉じられ寿陽に奔っている。また司馬休之は襄陽太守として歴陽に鎮守し、桓玄の攻勢に耐えていたが、兄である司馬尚之の敗戦を知ると、南燕の慕容超を頼り、亡命していた。
- (7) 『晋書』卷六四・元四王・忠敬王遵伝。
- (8) 「教」について、『文選』卷三六・教・序文に、「蔡邕独断曰、諸侯言曰教。」とあり、また『文心雕龍』詔策第十九に、「教者、效也。言出而民效也。契敷五教、故王侯称教。」とある。なお、李善所引「独断」の「教」に関する文章は、現行本の『独断』には見当たらない。このことについて、福井重雅氏は、現行の通行本と唐初の類書や注釈に引用される『独断』とでは、相違・脱落した文章があることを指摘している。詳しくは福井重雅編『訳注 西京雜記・独断』(東方書店、二〇〇〇年)を参照。
- (9) 「令」については、『文心雕龍』書記第二五に、「申憲述兵、則有律令法制……令者、命也。出命中禁、有若自天、管

仲下令如流水、使民徙也。」とある。

- (10) 『晋書』卷六四・簡文三子・会稽文孝王道子伝に、司馬道子・元顕父子の賞与に関する武陵王遵の命令として、「大將軍・武陵王遵承旨下令曰……」とあり、「令曰」の前に「承旨下」なる言葉が添えられている。おそらくこの「承旨下令」曰」こそが、武陵王遵の命令形式の本質であろう。すなわち、「承制」と「令曰」の二つの命令形式の違いは武陵王遵の命令文が残っているか否かに過ぎず、武陵王遵は命令を下す際に、常に制を承けていることを根拠としていたと考えられるのではないか。

- (11) 『宋書』卷一・武帝紀上を参照。

- (12) 王謐に対する処断の他に、『宋書』卷一・武帝紀上に、

光祿勳下承之・左衛將軍褚祭・游擊將軍司馬秀役使官人、為御史中丞王禎之所糾察、謝牋言辭怨憤。承之造司宜臧。高祖与大將軍牋、白「祭等備位大臣、所懷必尽、執憲不允、自応拋理陳訴、而横興怨忿、帰咎有司。宜加裁当、以清風軌」。並免官。

とあり、ここでも劉裕は武陵王遵を通して命令を下していることが分かる。

- (13) この時期における人事などの諸命令を下した者として、武陵王遵と劉裕の二人が明記されていることは、【表1】の出典にあるように、『晋書』・『宋書』の違いによるものではない。

- (14) 『資治通鑑』卷一一三・晋紀三五・安帝元興三年条・胡注に「史言劉裕未起、毛璩已杖義拳兵討玄。」とある。

- (15) 『晋書』卷十・安帝紀元興三年三月条を参照。

- (16) 正史における「承制」の初出は『漢書』であるが、木簡史料において、里耶秦簡8—461号および敦煌懸泉漢簡に「承制」の記載があり、『漢書』の記事よりも年代が古い。里耶秦簡8—461号の該当文を引用すると「承命日承制」とある。

これは始皇二六年（前二二一）の秦の天下統一後に王号に代わって皇帝号が使用されるとともに、「命」を「制」とするなど、名号が変更されたことを受けての記載と考えられる。詳しくは、游逸飛「里耶8—461号「秦更名方」選釈」（魏斌編『古代長江中游社会研究』、上海古籍出版社、二〇一三年）等を参照。また、敦煌懸泉漢簡については、侯旭東「西北漢簡所見「伝信」と「伝」——兼論漢代君臣日常政務的分工与詔書・律令的作用——」（『文史』二〇〇八—三）等に詳しい。

(17) 軍事行動時における承制が成立する理由は、例えば建安二十年（二一五）九月に、猷帝が曹操に承制を与えた際の詔に、

天子以公典任於外、臨事之賞、或宜速疾、乃命公得承制封拜諸侯守相、詔曰「夫軍之大事、在茲賞罰、勸善懲惡、宜不旋時、故司馬法曰『賞不逾日』者、欲民速睹為善之利也。……軍行藩甸之外、失得在於斯須之間、停賞俟詔以滯世務、固非朕之所圖也。自今已後、臨事所甄、當加寵号者、其便刻印章假授、咸使忠義得相奨励、勿有疑焉。」

（『魏志』卷一・武帝紀・建安二十年九月条所引孔衍『漢魏春秋』）

とあるように、軍事遠征者が承制者になることで、当該地において尊号を加えるべき人物に対して迅速な対応が取れるようにするためである。

(18) 軍事行動時における承制が越権（叛逆）行為と見做されて、処罰された例として、鄧艾による征蜀の戦後処理が挙げられる。その後、征呉の戦後処理では、鄧艾のように承制を用いて、呉主の孫皓に官職を与えることはせず、すぐに京師に送り、中央政府の指示を仰いでいる。詳細は『魏志』卷二八・鄧艾伝および『晋書』卷四二・王濬伝を参照。

(19) 福原啓郎「西晋代宗室諸王の特質——八王の乱を手掛かりとして——」（『史林』六八—二、一九八五年）。『魏晋政治社会史研究』京都大学学術出版会、二〇一二年再録、二二—二頁）

(20) 台（特に行台）については、前島佳孝「西魏行台考」（『東洋学報』九〇—四、二〇〇九年）。『西魏・北周政権史の研

究』汲古書院、二〇一三年再録）などを参照。

(21) 『通典』卷三三・職官十五・州郡下・京尹・留守附を参照。

(22) 例えば、『晋書』卷六十・閻鼎伝に、

值京師失守、秦王出奔密中、司空荀藩・藩弟司隸校尉組、及中領軍華恒・河南尹華蒼、在密県建立行台。

とあるように、洛陽の陥落を受けて、各地では、荀藩らの他にも、王浚・荀晞によって、行台が設置されている。なお

王浚の行台設置については、『太平御覧』卷五三一・礼儀部十・宗廟条を、荀晞は『晋書』卷六一・荀晞伝を参照。

(23) 中詔とは、『資治通鑑』卷一二四・宋紀六・元嘉二二年条・胡注に、「詔、自中出、不経門下者、謂之中詔。今之手詔是也。」とあるように、正規の手続きを経ずに皇帝から直接出される詔のことを指す。

(24) 西晋期（特に恵帝期）における手詔については、田中一輝「西晋恵帝期の政治における賈后と詔」（『史林』九四―六、二〇一一年）を参照。

(25) 王浚の他にも、懐帝蒙塵後、『晋書』卷五・孝懐帝紀永嘉五年六月条に、「豫章王端東奔荀晞、晞立為皇太子。」とあるように、異姓臣下による皇太子冊立がなされており、愍帝自身も閻鼎・梁芬らによって、皇太子に立てられ、懐帝崩御後に即位している。

(26) 福原啓郎『西晋の武帝 司馬炎』（白帝社、一九九五年）を参照。

(27) 小林聡「慕容政権の支配構造の特質―政治過程の検討と支配層の分析を通して―」（『九州大学東洋史論集』十六、一九八八年）三八頁。

(28) 『晋書』卷一〇九・慕容皝載記および同書卷一一〇・慕容儁載記を参照。

(29) 三崎良章『五胡十六国 中国史上の民族大移動』（東方書店、二〇〇二年。二〇一二年新訂版、七二頁）

- (30) 張興成『兩晋宗室制度研究』(上海古籍出版社、二〇一三年)三四二～三四五頁を参照。
- (31) 東晋王朝における琅邪王家の役割については、三田辰彦「東晋の琅邪王と皇位継承」(『集刊東洋学』九六、二〇〇六年)を参照。
- (32) 『晋書』卷六四・元四王・忠敬王遵伝を参照。
- (33) 佐藤和彦「東晋末期における武陵王遵の称制について」(『立正大学東洋史論集』一四、二〇〇二年)二二頁。
- (34) 東晋期における東宮の位置については、岡部毅史「六朝建康東宮攷」(『東洋史研究』七二―一、二〇一三年)、龐駿『東晋建康城市權力空間―兼對儒家三朝五門觀念史的考察―』(東南大学出版社、二〇一二年)二八六～三二四頁を参照。
- (35) 『宋書』卷五二・謝景仁伝
- (劉裕) 謂景仁曰「承制府須記室參軍、今当相屈。」以為大將軍武陵王遵記室參軍。
- (36) 「東宮」を拠点にして開府した事例として、『資治通鑑』卷八四・晋紀六・永寧元年条・胡注に、「時倫以東宮為相國府、謂禁中為西宮。」とあるように、趙王倫の事例が挙げられる。なお、趙王倫の相國府が「東宮」と称されたことについて、王鳴盛は『十七史商榷』卷四九・晋書七・東宮西宮条において、
- 倫自為相國、一依宣文輔魏故事、增相府兵為二萬人、起東宮三門四角華槽。倫与孫秀并聽妖邪之說、使牙門趙奉許為宣帝神語、命倫早入西宮。案東宮者、相府也、早入西宮者、為天子也。上文言司馬雅給事東宮、又言孫秀知太子若還東宮、将与賢人凶政。彼東宮皆太子所居、与此東宮為相府不同。大約自魏及晋、洛京宮室、天子居西而相府在東。……
- とあるように、「東宮」の語が場合によっては宰相府を指すことを示唆している。
- (37) 『晋書』卷二四・職官志を参照。

(38) 『太平御覽』卷五二七・禮儀部六・郊丘所引『晋起居注』では、

安帝元興三年十二月、明年応郊、乘輿未返、博訪内外。左丞王納之議曰「議者謂応郊、故承制中事。納之謂、大饗・大祀・大樂皆是承制不可得命三公行者。郊天極尊、唯一而已。故非天子不祀也。又案武皇受禪用二月郊、元年中興亦以二月。今郊時未過、日望鑾駕、無為欲速、而扈皇輿旋反、更不得親奉、不如緩而尽炷。」於是異同難明、遂從納之議。

とあり、東晋王朝においても西晋王朝と同様、郊祀は二月に行われたとある。

(39) 魏晋南朝期における郊祀については、金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六年）を参照。

(40) 佐藤和彦「東晋末期における武陵王遵の称制について」（前掲）二四頁。

(41) 『晋書』卷十・安帝紀元興三年五月条には、「奉神主入于太廟。」とあるが、『宋書』卷一・武帝紀上では、劉裕が建康を奪取した直後の記事として、「焚桓温神主於宣陽門外、造晋新主、立于太廟。」とあり、時期と神主をめぐる内容が若干異なる。

〔付記〕 本稿は、二〇一四年一月の六朝史研究会および同年十月の東アジアの歴史と現代研究会における口頭発表の内容をもとに執筆したものである。また、京都外国語大学教授福原啓郎氏にご指導賜った。ここに深く感謝申し上げます。